3Dプリンターレンタル利用規約　株式会社 札幌立体データサービス

（適用範囲）
第1条　本契約は株式会社札幌立体データサービス（以下当社と記載）が提供するサービスを利用するお客様全てに適用されます。
（申し込み・契約）
第2条　1.3Dプリンターのレンタルを希望する場合は当社指定の方法により、レンタル希望日の2週間より前にお申し込みを行ってください。お申込みの際は当社ホームページの専用お申し込みフォームからお申し込みを行ってください。
2.お申し込み後に弊社で審査を行い審査通過した方、企業がレンタル契約を結ぶことができます。
3.契約は本利用規約に同意した上で別紙の「3Dプリンター利用規約確認書」に利用規約に同意する旨をサインしてください。本規約に同意いただけない場合には契約をお断りしております。
4.以下の条件に当てはまる方には契約をお断りしておりますのでご了承ください。
①宗教活動目的の方②暴力団を始めとする反社会的勢力と関わりのある方③武器等製造法、銃砲刀剣類所持等取締法、青少年育成条例などの法令や公序良俗に反するような物の製造を目的とする方④その他、当社がご利用に相応しくないと判断した方。
5.お支払い済みのレンタル料（3Dプリンターレンタル料、フィラメント代、その他オプション代）はいかなる場合であっても返金いたしかねます。
（契約キャンセル及び変更）
第3条　1.3Dプリンターのレンタルをキャンセルする場合は事前に当社にご連絡ください。レンタル日より3日前以降は下記の通りのキャンセル料がかかります。

レンタル日3日前にキャンセルした場合	レンタル料金の20%
レンタル日2日前にキャンセルした場合	レンタル料金の30%
レンタル日1日前にキャンセルした場合	レンタル料金の50%
レンタル日当日にキャンセルした場合	レンタル料金の100%
無連絡でキャンセルした場合	レンタル料金の100%

2.3Dプリンターのレンタル期間を変更する場合、及びレンタル期間の延長を希望する場合は事前に当社までご連絡ください。3Dプリンターのレンタル空き状況に応じて延長可能かを判断させて頂きます。必ずしも延長できる保証はありませんのでご了承ください。
（契約期間）
第4条　契約期間は当社ホームページ内のお申込みフォームで記入した期間が契約期間となります。
（レンタル機器）
第5条　ご契約者様がお申込みを行い、当社が承認したレンタル機器が対象となります。対象となるレンタル機器の種類は当社がレンタルサービスとして提供している機種が対象となり、レンタル機種の変更および取り替えはできないものとします。
（レンタル料金の支払い等）
第6条　ご契約者様は当社から3Dプリンターをレンタルした時点でレンタル料（消費税を含む）を支払う義務を負い、当社が指定した支払い方法にて決められた期日までに3Dプリンターレンタル料を当社へ支払うものとします。
（レンタル機器の引き渡し）
第7条　1.当社はご契約者様に対して、レンタル機器（3Dプリンター）をご契約者様が指定する日本国内の場所に送付します。
2.天災、地変、火災、戦争、内乱、その他不可抗力等、当社の責によらない事情が生じた時、当社はご契約者様にレンタル機器の送付を、その事由が終了するまで遅延した場合といえども、延滞の責任は負わないものとします。
（担保責任）
第8条　1.当社はご契約者様に対して、引渡し時においてレンタル機器（3Dプリンター）が正常な性能を備えていることのみを担保し、レンタル機器の商品性、およびご契約者様の使用目的への適合性については担保致しません。
2.ご契約者様が当社に対して、ご契約者様のレンタル機器受領後、当日以内にレンタル機器の性能につき、口頭（電話等）または書面（電子メールを含む）による通知を行わなかった場合は、レンタル機器は正常な性能を備えた状態でご契約者様に引き渡されたものとします。
（レンタル機器の使用保管）
第9条　1.ご契約者様は、レンタル機器（3Dプリンター）を善良な管理者の注意をもって、使用・保管します。
2.ご契約者様は、当社の事前の書面による承諾を得ないでレンタル機器を改造してはいけません。
3.ご契約者様は、レンタル機器に貼付けされた当社の所有権を明示する標識（ラベル）等を除去、汚損しないものとします。
4.ご契約者様がレンタル機器をレンタル中に、レンタル機器自体またはその設置、保管、使用によって第三者に与えた損害については、ご契約者がこれを賠償します。
5.ご契約者様は、転居等によりレンタル機器の使用場所を変更した場合、当社に対し所定の手続きにより新たな使用場所を報告しなければなりません。
（保険）
第10条　当社は、レンタル機器（3Dプリンターに）動産保険を付保しないものとし、ご契約者様はこれを承認します。
（レンタル機器の滅失、毀損）
第11条　1.ご契約者様が、レンタル機器（3Dプリンター）を損傷、滅失、紛失した場合、直ちに当社に通知するものとします。
2.ご契約者様が、ご契約者様の責による事由に基づきレンタル機器を紛失・滅失（修理不能、所有権の侵害を含む）損傷したと当社が判断した場合は、ご契約者様は当社に対して、レンタル機器の損害賠償金をお支払い頂きます。尚、損害賠償金を当社が受領したときは、当該レンタル機器の所有権は利用者に移転し、本契約は終了するものとします。
（延滞損害金）
第12条　1.契約期間（3Dプリンターレンタル期間）を過ぎても当社に3Dプリンターを返却しなかった場合は、返却延滞金として1日あたり10,000円（税別）申し受けます。但し当社の都合により3Dプリンターを返却できなかった場合は延滞の対象にはなりません。
2.本契約に基づく金銭債務についてその履行を遅延した時、当社の督促に対しての支払いも行われず、遅延が30日を超えた場合には、遅延期間中の当該債務につき滞納額の金額につき、年14.6%の割合(年あたりの割合は閏年を含む期間においても365日の割合とする)

で計算した（1 円未満を除く）遅延損害金を支払わなければなりません。また遅延損害金を支払った場合でも当社の契約解除権の行使を免れるものではありません。

（ご契約者様資格の損失）

第13条　1.次のいずれかに該当した場合、契約を破棄していただくか、またはそれに応じない場合は、当社がご契約者様に通知すること無く会員資格を取り消しできるものとします。
①契約時に虚偽の申告が②判明した場合②本規約に違反した場合、もしくはその疑いがある場合。③他のご契約者様に迷惑となる行為をした場合。④当社への営業妨害とみなされる行為をした場合。⑤その他当社がご契約者様として不適切だと判断した場合。

（個人情報の取り扱いについて）

第14条　当社はお申込時及び契約時にお預かりした個人情報について次の通り扱います。
1.利用目的：ご契約者様の個人情報につきましては、以下に記載する利用目的を超えない範囲において使用致します。
①ご契約者様への連絡及び情報提供のため②ご契約者様についての統計、データ分析を行うため③当社内での情報共有のため④その他当社におけるサービス提供のため
2.ご契約者様ご自身が個人情報を当社に提供されるか否かは、ご契約者様本人の判断によりますが、当社におけるサービス提供のため必要な情報をご提供いただけない場合には、十分なサービスを提供できかねる場合がございますので予めご了承ください。

（損害賠償）

第15条　1.3D プリンターレンタルに伴う本体及び付属品はご契約者様ご自身で管理してください。万が一レンタル物品に紛失があった場合は紛失物品を実費にて請求させて頂きます。
2.ご契約者様の過失によるレンタル品の破損につきましては、その損害を実費にて請求させて頂きます。ご契約者様の過失は下記のもの該当されます。
①ご使用上の誤り（取扱説明書記載以外の誤操作等）によって生じた故障。
②3D プリンターメーカー指定以外の消耗品を使用して生じた故障。
③3D プリンターメーカー又は指定業者以外で修理・改造・分解を行った場合。
④火災・天災・地変・落雷・異常電圧による故障。
⑤浸水・落下・泥・砂・粉塵・ガス（硫化ガスなど）などにより生じた故障。
⑥保管上の不備による故障。（異常な温度、湿度下での保管など）
⑦お手入れの不備による故障。
⑧レンタル期間中の輸送・移動・落下などによる故障及び損傷。
⑨車両等に搭載された場合の故障及び損傷。

（不可抗力による契約の消滅）

第16条　1.地震、水害等の天変地異その他当社及びご契約者様の責めに期すべからざる事由により、レンタル物品の全てまたは一部が消滅・破損して、本契約の目的を達成することが不可能、または困難になった場合、本契約は終了します。これにより当社またはご契約者様の被った損害については、相手方はその責めを負わないものとします。

（権利およびレンタル機器の譲渡禁止）

第17条　1.ご契約者様は、本契約から生じる権利・義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、担保に供し、または承継させることはできません。
2.ご契約者様は、レンタル機器を第三者に譲渡・天体し、またはレンタル機器について質権、抵当権および譲渡担保権その他一切の権利を設定できません。
3. ご契約者様は、レンタル機器について、他から強制執行その他法律的、事実的侵害がないように保全するとともに、そのような事態が発生した時は、直ちに提供者に通知し、かつ速やかにその事態をご契約者様の責任と負担により解消させるものとします。
4. 前項の場合において、当社が必要な措置をとったとき、ご契約者様はそのために当社に生じた一切の費用を負担するものとします。

（レンタル機器の国外持ち出し）

第18条　ご契約者様は、レンタル機器を日本国内で使用するものとし、国外に持ち出してはならないものとします。

（期限の利益の失効）

第19条　ご契約者様が、レンタル料その他の金銭債務の支払いを遅滞し、または本約款の条項に違反したときは、当社は本契約を直ちに解約・解除できるものとします。その場合、ご契約者様は当社に対し、レンタル機器（3D プリンター）をすみやかに返却し、かつ、未払いレンタル料、その他の一切の金銭債務全額を直ちに支払います。尚、この場合といえども当社のご契約者様に対する損害賠償の請求は妨げられません。

（レンタル機器の返却等）

第20条　1.ご契約者様は当社に対して、レンタル期間の満了、解約、解除、その他の理由による本契約の終了後、速やかに、当社の指定する方法にて返却します。尚、ご契約者様の責めに帰すべき理由による終了のときは、ご契約者様の費用でレンタル機器を返却するものとします。
2.ご契約者様が、当社に対し、本サービスに関わりのない、自己の所有または管理する物品類（以下「送付物」といいます。）を送付したときは、運営元は、送付物が当社に到達した日から 30 日（以下「保管期間といいます。）を経過するまで、これを保管するものとします。ただし、送付物が保管に適さない性質のものであるときは、当社は、保管期間の経過を待たずに処分するものとし、ご契約者様はこれを承諾するものとします。この場合において、当社は、かかる処分を原因として生じる損害につき賠償の責めを負わないものとします。
3.当社は、ご契約者様から、保管期間内に送付物の返還の求めがあった場合には、ご契約者様の負担においてこれを返却するものとします。ただし、当社の判断において、ご契約者様にその負担を求めないことができます。
4.ご契約者様は、保管期間内に送付物の返却を求める意思表示をしなかったときは、送付物の所有権その他権原を放棄したものとみなされ、運営元がこれを適正な方法で処分することに承諾するものとします。この場合において、当社は、かかる処分を原因として生じる損害につき賠償の責めを負わないものとします。

（ソフトウェア）

第21条　1.ご契約者様は、レンタル機器の一部を構成する、またはレンタル機器に組み込まれたソフトウェア製品（以下「ソフトウェア」といいます）の利用にあたっては、当該ソフトウェアの使用許諾条件に同意し、遵守するものとします。ソフトウェアの著作権は、当該ソ

フトウェアの著作権保有者に帰属します。
2.ご契約者様は、ソフトウェアに関し、次の行為を行うことはできません。
①ソフトウェアを第三者に譲渡し、または第三者のために再使用権を設定すること。
②ソフトウェアをレンタル機器以外のものに使用すること。
③ソフトウェアを複製、変更または改作すること。
④ソフトウェアに対してリバースエンジニアリング、デコンパイル及びディスアセンブルすること。

（専属的合意管轄裁判所）

第22条　ご契約者様と当社の間で生じる一切の紛争については、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（本規約の変更）

第23条　本規約を変更させていただくことがございます。この場合、変更後の内容および変更日について十分な期間をもって予告するものとし、変更日より新しい利用規約を適用させて頂きます。

以上

平成26年9月27日制定